

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第41号）

- 1 香川県立ミュージアムの分館である香川県文化会館が平成21年4月1日から貸館として利用に供されること並びに温泉法（昭和23年法律第125号）の一部改正により温泉の採取の許可制度が創設されたこと並びに掘削及びゆう出路増掘のための施設等の変更許可制度が創設されたことに伴い、使用料及び手数料を設定するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成20年香川県条例第42号）

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年12月1日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第43号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、個人の県民税について寄附金税額控除の制度が設けられたこと、一般社団法人及び一般財団法人の県民税の均等割について標準税率が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年12月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第44号）

- 1 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の一部改正に伴い、職員として参加することが適当である奉仕活動について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第45号）

- 1 空港整備法（昭和31年法律第80号）の一部改正に伴い、環境影響評価の対象事業について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第46号）

- 1 最近の食品等による薬物中毒事案を踏まえ、同様の食品等による事故について早期に探知し、被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があることから、営業者が把握した食品等に関する情報の行政への報告に関する仕組みの構築等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第47号）

- 1 県内における市町合併の状況を踏まえ、他の行政機関及び地域社会との連携を一層強化し、警察の任務を能率的に遂行するため、香川県さぬき警察署及び香川県高松北警察署の管轄区域を変更することとした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。